

都城市放課後子ども総合プラン行動計画

平成28年3月

都城市

目次

目次

第 1 章 計画の基本事項	1
第 2 章 都城市の状況	3
第 3 章 計画の基本方針	11
第 4 章 計画の目標	16
資料	19

放課後子ども総合プラン（平成 26 年 7 月 31 日付通知、26 文科生第 277 号、雇児発 0731 第 4 号「放課後子ども総合プランについて」別紙）

第1章 計画の基本事項

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

少子高齢化が進む中、活力ある地域社会を創造するには、女性の力を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現するため、安全で安心して児童を預けることができる環境を整備することが必要です。しかしながら、保育所等を利用する共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という問題に直面する、いわゆる「小1の壁」が課題となっています。

加えて、すべての児童の豊かな人間性と生きる力を育むためには、放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要です。

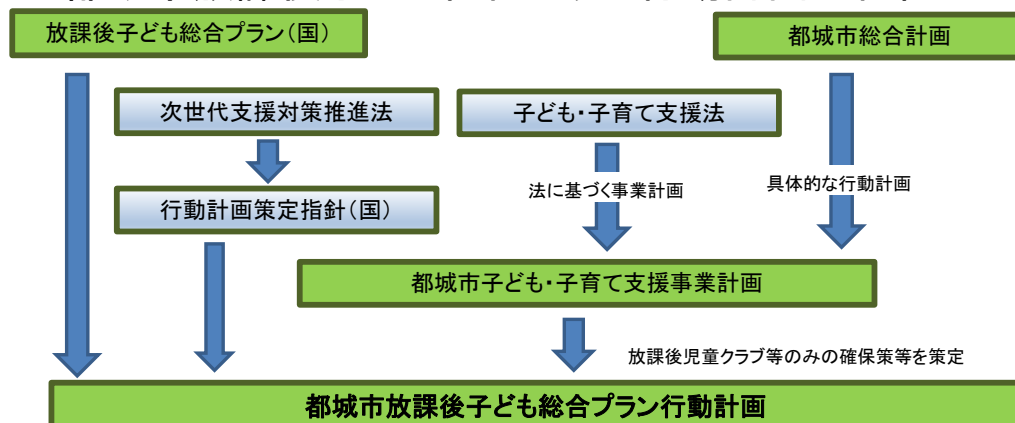
都城市では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるため、「都城市放課後子ども総合プラン行動計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

国は、放課後児童クラブ等の計画的な整備等を図るため、平成26年7月「放課後子ども総合プラン」を策定しました。さらに、その具体的な取組については、次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載しています。

本計画は、その指針に基づき定める、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に係る事項のみを策定する市町村行動計画とします。また、「子ども・子育て支援法」に基づき平成27年3月に策定した「都城市子ども・子育て支援事業計画」を上位計画とし、放課後児童クラブ等の確保策等を策定するものです。

都城市放課後子ども総合プラン行動計画の位置づけ



第1章 計画の基本事項

■放課後子ども総合プラン

国全体の目標

- 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
- 全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室について、1万か所以上で実施
- 新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施

放課後子ども総合プランのポイント

- (1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施促進
 - ①学校施設の活用に応じた責任体制の明確化
 - 実施主体は学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等
 - ②余裕教室の活用促進
 - ③放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
- (2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施
- (3) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施

3. 計画の期間

本計画の期間は、行動計画策定指針に基づき、平成28年度から平成31年度とします。また、状況の変化により、必要に応じ見直します。

第 2 章 都城市の状況

1 放課後児童クラブ

放課後児童クラブとは、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に基づき、小学校に就学している子どもであって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもに、授業の終了後や土曜日、長期休暇に、学校の余裕教室や保育園、児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業です。

本市では、「全小学校区に 1 か所以上の放課後児童クラブを開設する」という方針に基づき、実施してきました。その結果、市内 37 校区（学級数が 1 以上ある校区）に対し、29 校区で実施しており、児童クラブ数は 47 か所開設しています（平成 27 年 4 月現在）。

活動内容

- ・放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
- ・遊びの活動への意欲と態度の形成
- ・遊びを通しての自主性、社会性、創造性の育成
- ・放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- ・家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- ・その他放課後児童の健全育成上必要な活動

第2章 都城市の状況

(単位:人)

小学校区	No.	クラブ名	運営種別	運営主体名称	設置場所	定員	支援員数	H27.5登録数
明道	1	明道フレンド児童クラブ	社会福祉法人	相愛会	学校内(余裕教室)	40	6	58
南	2	フレンドシップ・ハウス児童クラブ	社会福祉法人	相愛会	保育園内	55	7	64
	3	南フレンド児童クラブ	社会福祉法人	相愛会	学校内(余裕教室)	35	4	35
	4	第2南フレンド児童クラブ	社会福祉法人	相愛会	旧都城キリスト教会	35	3	30
東	5	東小ひいらぎ児童クラブ1室	NPO法人	子育て応援団ひいらぎ	学校内(余裕教室)	36	3	36
	6	東小ひいらぎ児童クラブ2室				36	3	36
上長飯	7	たんぼぼ児童クラブ第1	社会福祉法人	たんぼぼ福祉会	保育園内	60	4	39
	8	たんぼぼ児童クラブ第2				50	4	37
	9	上長飯エンゼル第1児童クラブ	社会福祉法人	エンゼル会	児童館内	40	2	42
	10	上長飯エンゼル第2児童クラブ	社会福祉法人	エンゼル会	児童館内	40	2	44
	11	上長飯保育園児童クラブ	社会福祉法人	エンゼル会	保育園内	40	2	43
大王	12	大王小放課後児童クラブ	直営		学校内(余裕教室)	50	3	50
	13	祝吉小放課後児童クラブ	直営		学校内(専用施設)	70	6	77
祝吉	14	ラビキッズ児童クラブ	民間企業	セイハネットワーク㈱	イオンモール都城駅前	15	2	12
	15	早水保育園放課後児童クラブ	社会福祉法人	しらゆり福祉会	保育園内	20	3	20
川東	16	川東小放課後児童クラブ	直営		学校内(余裕教室)	40	3	39
五十市	17	五十市小おひさまとはらっぱ児童クラブ	NPO法人	子育てネットおひさまとはらっぱ	学校内(余裕教室)	50	3	45
	18	さつき児童クラブ	社会福祉法人	ますみ福祉会	保育園内	25	4	26
	19	放課後児童クラブのぼるくんち	社会福祉法人	つくし福祉会	専用住宅	23	3	24
今町	20	今町小放課後児童クラブ	直営		学校内(余裕教室)	25	2	16
明和	21	五十市保育園児童クラブ	社会福祉法人	五十市保育園	保育園内	45	4	45
	22	明和小ひいらぎ児童クラブ	NPO法人	子育て応援団ひいらぎ	学校内(余裕教室)	40	3	41
西	23	西小ひいらぎ児童クラブ	NPO法人	子育て応援団ひいらぎ	団地集会所	38	2	25
	24	都原児童センター児童クラブ	NPO法人	子育て応援団ひいらぎ	児童センター内	38	3	36
	25	放課後児童クラブみんなのおうち	社会福祉法人	つくし福祉会	専用住宅	25	4	35
	26	にし幼稚園児童クラブ第1	学校法人	山下学園 にし幼稚園	幼稚園内	40	4	40
	27	にし幼稚園児童クラブ第2				20	4	19
沖水	28	沖水小こどもクラブ第1室	NPO法人	子育て応援団エンゼラン	学校内(専用施設)	45	3	45
	29	沖水小こどもクラブ第2室			学校内(余裕教室)	45	2	44
	30	山野原保育園放課後児童クラブ	社会福祉法人	なかま福祉会	保育園内	25	2	27
志和池	31	志和池保育園児童館放課後児童クラブ	直営		公立保育所内	30	3	30
丸野	32	丸野小放課後児童クラブ	直営		学校内(余裕教室)	20	2	18
庄内	33	ルンビニ児童クラブ	社会福祉法人	ルンビニ保育会	保育園内	30	2	23
菓子野	34	菓子野保育園児童クラブ	社会福祉法人	みのり福祉会	専用住宅	30	2	20
乙房	35	乙房保育園児童クラブ	社会福祉法人	こまつ会	保育園内	30	3	57
梅北	36	梅北小放課後児童クラブ	直営		学校内(余裕教室)	50	3	19
安久	37	こじいの森・こどもクラブ	NPO法人	こじいの森・こどもの時間	児童館内	30	2	32
山之口	38	つくしんぼ放課後児童クラブ	直営		旧幼稚園内(専用施設)	40	5	42
麓								
富吉								
高城	39	さかえ民間コミュニティ児童館児童クラブ	社会福祉法人	さかえ福祉会	保育園内	40	3	41
	40	高城小放課後児童クラブ			高城児童館内	30	3	32
有水	41	有水小放課後児童クラブ	直営		学校内(余裕教室)	40	2	25
石山	42	石山小放課後児童クラブ	直営	—	石山児童館内	25	2	19
山田	43	山田小放課後児童クラブ	直営		学校内(余裕教室)	25	2	21
中霧島	44	谷頭児童館放課後児童クラブ	社会福祉法人	都城市社会福祉協議会	児童館内	27	4	20
木之川内	45	木之川内小放課後児童クラブ	直営		学校内(専用施設)	25	2	15
高崎	46	高崎町放課後児童クラブあおぞら第1	NPO法人	子育て応援団あおぞら	児童福祉会館内	32	3	26
	47	高崎町放課後児童クラブあおぞら第2				32	3	26
		合 計				1,682	146	1,596

第2章 都城市の状況

2 放課後子ども教室

放課後子ども教室とは、放課後や週末等に学校の余裕教室や社会教育施設などを利用して、安全で安心な子どもの居場所、遊び場を設け、地域の大人の協力を得ながら勉強やスポーツ、文化活動、体験活動、交流活動等を通して創造性豊かな人間性を育む事業です。対象者は小学校1年生から6年生までであり、次のような活動を行っています。

- ・宿題等などの学習支援
- ・地域の特色を生かした体験活動による豊かな人間性の育成
- ・遊びやスポーツを通じて異学年と交流による社会性の育成
- ・地域の方々との交流を通じて、社会の一員としての必要な知識・技能の習得
- ・その他児童の健全育成に必要な活動

■ 放課後子ども教室の実施状況 ■

地区・学校名	教室名	おもな開催場所	開催曜日	登録生徒数 (H27)
姫城地区	姫キッズ夢クラブ	姫城地区公民館	月・水・(土)	29
祝吉地区	子どもふれあい教室	祝吉地区公民館	火・水・ 第一土曜日	49
上長飯小	上小スマイルふれんど	上長飯小体育館	火・水	98
吉之元小	元気っ子クラブ	吉之元小学校	月～金	6
夏尾小	夏尾小学校	夏尾小学校	月～金	14
西岳小	岳ん子クラブ	西岳小学校	月～金	27
御池小	みいけっ子ひろば	御池小学校	月・水・木	9
高崎麓小	高崎麓小放課後子ども教室	前田児童館	月～金	7
縄瀬小	縄瀬小放課後子ども教室	縄瀬活性化センター	月～金	15
計				254

※すべて直営で実施

(資料:生涯学習課)

第 2 章 都城市の状況

3. ニーズ調査結果の概要

（「子ども・子育て支援事業計画」策定のアンケート調査結果より、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に係る結果の抜粋）

本調査は、「子ども・子育て支援事業計画」で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、住民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」、要望、意見などを把握し、基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

（1）調査の概要

①就学前児童

- 調査期間：平成 25 年 10 月～12 月
- 調査対象：就学前児童（0～5 歳）の保護者 2,000 名
- 調査方法：郵送調査（無記名回答）
- 回収状況

発送数	回収数	回収率
2,000 票	886 票	44.3%

②小学生児童

- 調査期間：平成 25 年 10 月～12 月
- 調査対象：小学生児童（1 年生～6 年生）の保護者 2,000 名
- 調査方法：郵送調査（無記名回答）
- 回収状況

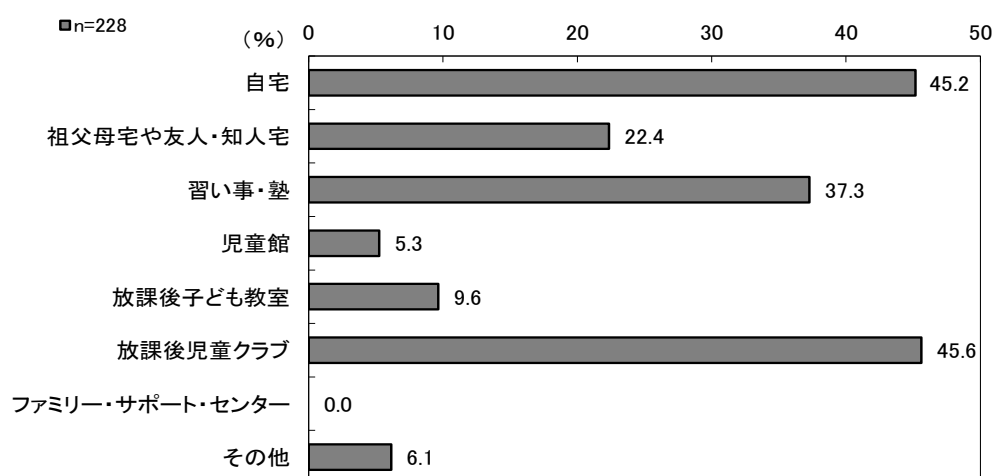
発送数	回収数	回収率
2,000 票	1,458 票	72.9%

第2章 都城市の状況

（2）就学前児童の調査結果

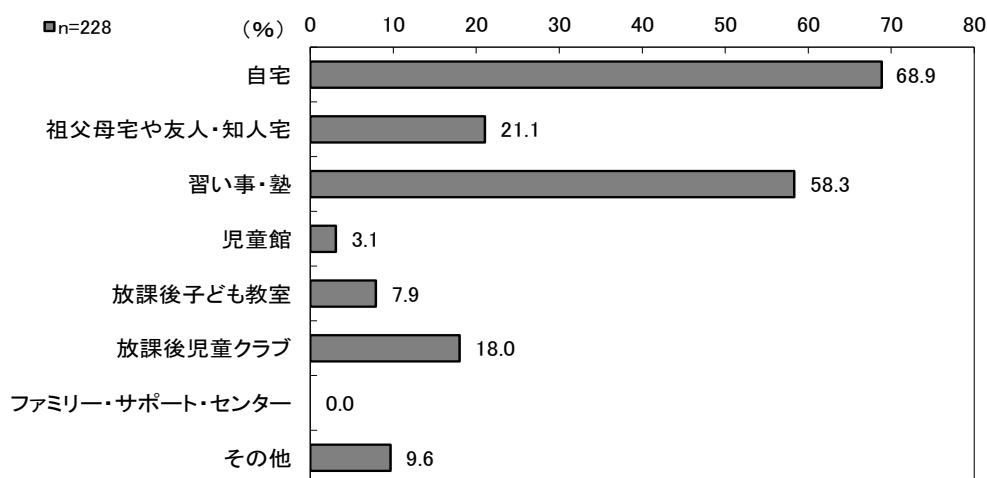
【希望する小学校低学年の放課後の過ごし方】（複数回答）

問1－1）5歳以上の子ども（対象者228名）の保護者に対して、小学校低学年（1～3年）時に希望する放課後の過ごし方について聞いたところ、「放課後児童クラブ」が45.6%と、最も希望が多い結果となりました。



【希望する小学校高学年の放課後の過ごし方】（複数回答）

問1－2）同様に、小学校の高学年（4～6年）になった時に希望する放課後の過ごし方については、「自宅」が68.9%と最も高くなりましたが、「放課後児童クラブ」についても18%が希望しています。

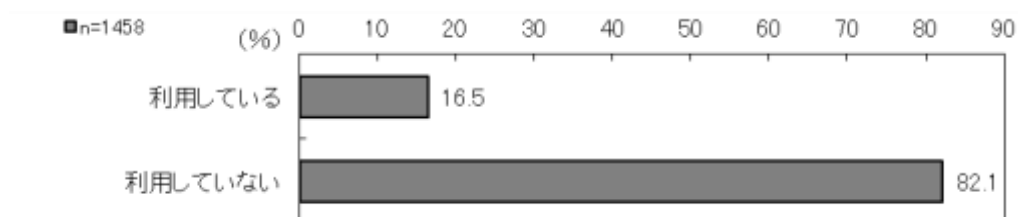


第2章 都城市の状況

(3) 小学生児童の調査結果

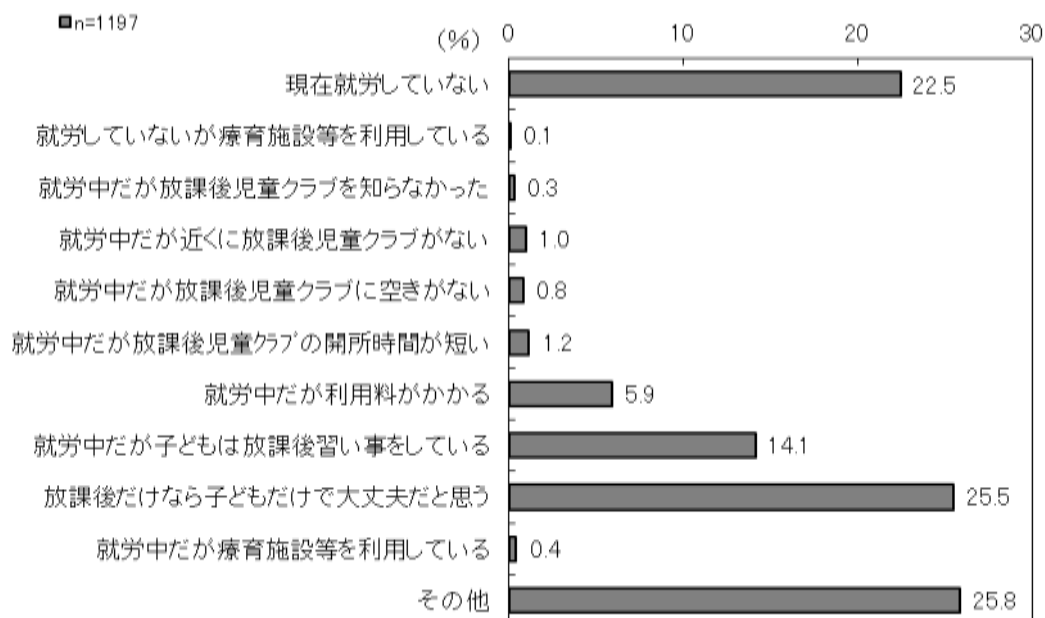
【放課後児童クラブの利用の有無】

問2-1) 放課後児童クラブの現在の利用状況について、「利用している」は16.5%でした。



【放課後児童クラブを利用していない理由】

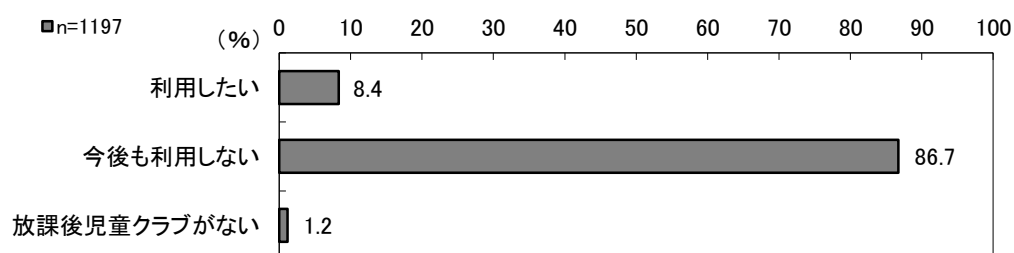
問2-2) 問2-1で「利用していない」と回答した1197名に、放課後児童クラブを利用していない理由を聞いたところ、「放課後だけなら子どもだけで大丈夫だと思う」が25.5%、「現在就労していない」が22.5%、「就労中だが子どもは放課後習い事をしている」が14.1%となっています。



第2章 都城市の状況

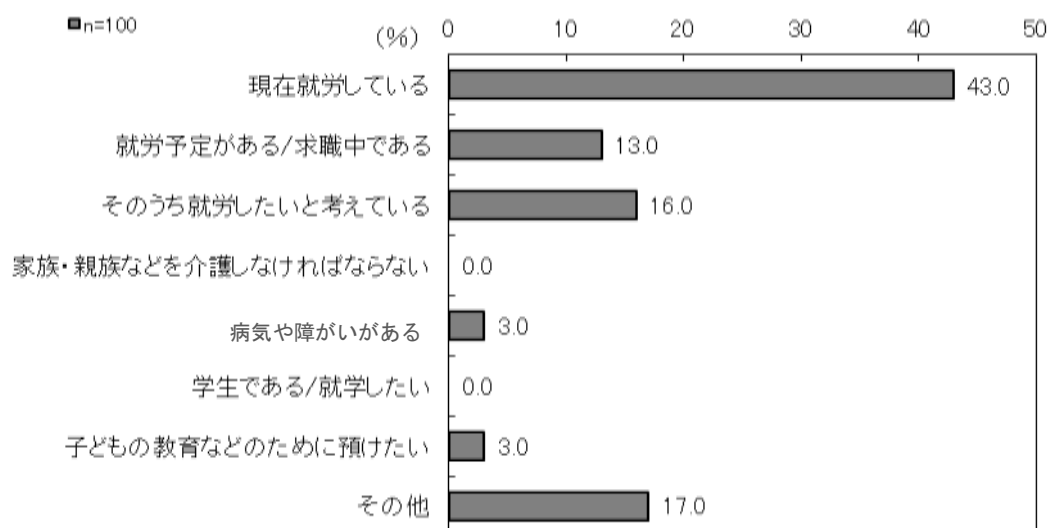
【今後の放課後児童クラブの利用希望】

問2-3) 同じく、放課後児童クラブを利用していないと回答した1197名について、今後の放課後児童クラブの利用希望を聞いたところ、「利用したい」が8.4%でした。



【今後放課後児童クラブを利用したい理由】

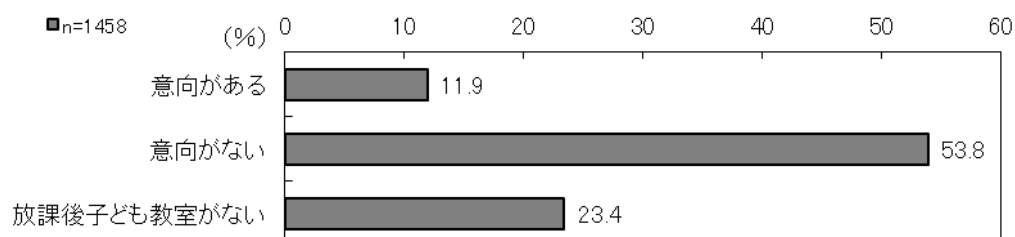
問2-4) 問2-3で今後利用したいと回答した100名について、今後放課後児童クラブを利用したい理由としては、「現在就労している」が43.0%、「そのうち就労したいと考えている」が16.0%、「就労予定がある/求職中である」が13.0%でした。



第 2 章 都城市の状況

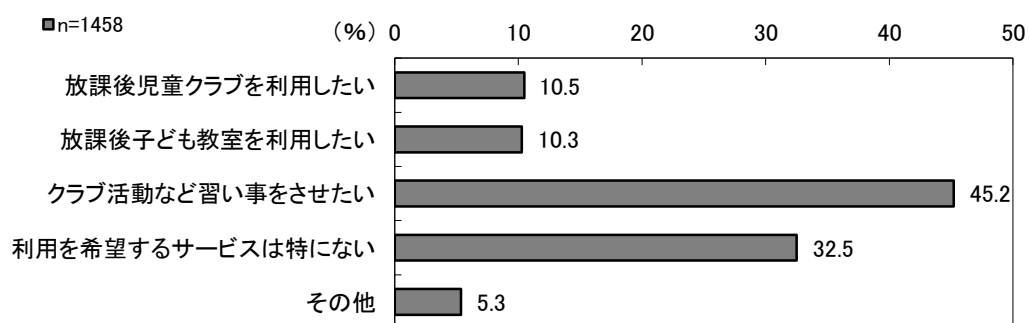
【今後の放課後子ども教室の利用意向】

問 2 - 5) 今後の放課後子ども教室の利用意向について、「意向がある」は、11.9%でした。



【希望する小学 4 年生以降の放課後の過ごし方（複数回答）】

問 2 - 6) 希望する小学 4 年生以降の放課後の過ごし方については、「クラブ活動など習い事をさせたい」が 45.2%、「利用を希望するサービスは特にない」が 32.5%、「放課後児童クラブを利用したい」が 10.5%、「放課後子ども教室を利用したい」が 10.3%でした。



第3章 計画の基本方針

1 放課後児童クラブにおける待機児童の解消

平成27年5月1日現在、放課後児童クラブを利用したくても利用できなかった児童、いわゆる待機児童は25名となっています。

平成27年4月施行の改正児童福祉法により、これまでおおむね10歳まで（小学校3年生まで）とされていた対象者について、小学校6年生まで利用できるようになりました。また、核家族化や女性の社会進出、就業形態の多様化等により、利用ニーズはますます高まっていくものと考えられます。

児童の利用ニーズ推計量に基づき、放課後児童クラブを計画的に整備・拡充し、待機児童を解消します。

新規に整備する場合の開設場所については、学校の余裕教室の活用、学校施設の一時的利用はもちろんのこと、保育園、幼稚園、認定こども園、児童館等の児童福祉施設の活用、利活用の進んでいない公共施設や空き家等の活用など、幅広く検討し、利用する児童や保護者にとって利便性が高く、安心・安全な環境を提供できるよう、検討します。

また、放課後児童クラブを新規開設するにあたっては、原則として社会福祉法人や学校法人、NPO法人等に委託して運営することとし、民間活用による市民サービスの向上を図ります。

2 小規模校における放課後の居場所づくり

これまで、登録児童数が10人以下の放課後児童クラブには、国からの財政措置がなく、西岳地区、高崎地区の一部の小規模校においては、放課後児童クラブを開設せず放課後子ども教室を最大週5日開設することで、放課後児童クラブの役割も担ってきました。

しかし、平成27年4月スタートの子ども・子育て支援新制度により、一定条件を満たした10人以下の小規模放課後児童クラブの運営について、国の財政措置が大きく見直されたことを受け、西岳地区と高崎地区の一部の小規模校においても、新たに放課後児童クラブを開設できないか、保護者の利用意向に十分配慮しつつ、放課後子ども教室のあり方も含め、検討を進めます。

第3章 計画の基本方針

3 放課後子ども教室の基盤整備及び充実

放課後子ども教室は、現在9教室を開設していますが、現在の教室を維持するとともに、地域の実情やニーズ、開設場所やボランティア指導者の確保等を勘案しながら、必要に応じた効果的な教室の開設を目指していく必要があります。

また、放課後子ども教室は原則として地域からのボランティア指導者を中心に指導を行っていますが、教室の運営基盤を維持するため、地域と連携し、後継者育成や新たな人材発掘に取り組む必要があります。

（１）放課後子ども教室の増設

地域の実情やニーズを踏まえ、放課後児童クラブとの一体型及び連携型も視野に入れ、放課後子ども教室の増設を目指します。

（２）後継者育成と新たな人材確保

放課後子ども教室運営の核となるコーディネーターの後継者育成や、新たな教室開設に必要なボランティアスタッフの確保について、地域からの人材確保を目指します。

第3章 計画の基本方針

4 放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体型あるいは連携型の実施

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室とは、同一小学校内での実施、又は一方が小学校内、もう一方が隣接する場所にあつて、児童自身での移動を安全に行うことが可能であり、放課後子ども教室が実施する活動に放課後児童クラブの児童が参加するものをいいます。

また、連携型とは、少なくとも一方が小学校等以外の場所で活動し、放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室の活動に参加することをいいます。

現在、本市では、一体型及び連携型で実施できる環境は整っていないことから、今後、実施に向けて検討を進めます。

検討に当たっては、実施場所の確保、両事業のスタッフ間の協力体制、児童の安全管理など解決すべき課題等について、関係各課や放課後子ども総合プラン運営委員会等で十分検討し、当面、1か所のモデル事業実施を目指します。

また、実施後に効果検証を行い、今後の一体型又は連携型の実施について検討します。

①一体型で実施する場合に考えられる例

- ・現在、小学校内で実施しているいずれかの事業（児童クラブまたは子ども教室）に合わせて、他の事業を新規に開設することにより実施。
- ・同一小学校内で両事業を一緒に新たに開設することにより実施。
- ・小学校以外の場所で実施しているそれぞれの事業を同一小学校内に移転して実施。

②連携型で実施する場合に考えられる例

- ・現在実施している場所で、連携の方策等を検討し実施。
- ・それぞれの事業を新規に開設する場合、他の事業との連携が可能な場所で開設して実施。

第3章 計画の基本方針

5 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の質の向上に関する取組の推進

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、放課後児童クラブの施設及び運営に関する基準を市町村が条例で定めることとなり、これまで特に統一基準等がなかった放課後児童クラブについて、施設等基準の面からも質の向上が図られています。

放課後児童クラブにおいては「放課後児童支援員」、放課後子ども教室については「コーディネーター」「教育活動推進員」「教育活動サポーター」といったボランティアスタッフが直接、児童の支援や指導に当たっており、これら支援員やボランティアスタッフの資質の向上を図ることで、両事業の質の向上を目指します。

（１）放課後児童クラブにおける施設等基準に基づく運営の確保

放課後児童クラブを運営するにあたっては、施設及び運営に関する基準条例、実施規則、運営指針等の法令等を遵守し、運営する必要があります。

基準等に基づき適正な運営が確保されているか、点検・評価を行い、必要に応じて指導を実施します。特に、専用区画の面積や1支援単位当たりの児童数に関する基準については、基準に抵触することがないように、条例における経過措置が終了する平成31年度までに、その対応について検討します。

（２）支援員等の資質の向上

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、放課後児童クラブにおいては、「放課後児童支援員」という新しい認定資格を取得した支援員による支援を行うことが義務付けられました。資格取得に関する経過措置が終了する平成31年度までに、放課後児童クラブ事業に従事する職員の資格取得を推進します。

また、放課後児童クラブ支援員等資質向上研修や、各機関が実施する研修等に積極的に参加し、資質の向上を図ります。

（３）子どもの健全育成のための取組の推進

放課後児童クラブにおいては、遊びの提供だけではなく、季節の行事や様々な体験活動を取り入れるなどしています。また、放課後子ども教室においても、地域の実情やニーズに応じて、地域の特色あるプログラムを取り入れるなどの取組を進めています。

それぞれの運営や取組内容について、研修への参加、スタッフ同士の交流、情報交換、利用者の意見聴取等を実施することで、内容改善や向上を図り、子どもの健全育成を目指します。

第3章 計画の基本方針

6 関係機関との連携推進

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に従事するスタッフや職員、事業者等との連携はもちろんのこと、学校、保育所、幼稚園、児童福祉関係者、地域等との連携を深め、児童ひとりひとりの健やかな育ちを目指します。

第4章 計画の目標

第4章 計画の目標

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画に係る目標を定めます。

1 放課後児童クラブの目標事業量

(1) 児童のニーズ量の算出

放課後児童クラブの目標事業量を定めるにあたり、今後の利用ニーズ量を算出しました。

①小学生のニーズ調査結果（6～9頁参照）より、利用意向率を地区別、学年別に算出

$$\text{利用意向率} = (\text{現在の利用者数} + \text{今後の利用意向者数}) / \text{有効回答者数}$$

都城市全体の結果は下記のとおりとなりました。

■ 学年別の利用意向

(単位:人)

地区	学年	有効 回答者数	低学年時(1年～3年)			高学年時(4年～6年)		
			現在の 利用者数	今後の利用 意向者数	利用意向率	現在の 利用者数	今後の利用 意向者数	利用意向率
都城市全域	1年生	249	101	30	52.61%		48	19.28%
	2年生	234	64	27	38.89%		33	14.10%
	3年生	229	38	13	22.27%		24	10.48%
	4年生	230		12	5.22%	18	11	12.61%
	5年生	244		10	4.10%	7	14	8.61%
	6年生	249		7	2.81%	9	7	6.43%
	計	1,435	203	99	21.05%	34	137	11.92%

②今後の小学校ごとの推計児童数に意向率を乗じて、学年別にニーズ量を算出

$$\text{利用ニーズ量} = \text{推計児童数} \times \text{利用意向率}$$

第4章 計画の目標

(2) 放課後児童クラブの目標事業量

都城市子ども・子育て支援事業計画において定める、放課後児童クラブの提供区域である小学校区ごとに、下記のとおり平成31年度までの目標事業量を定めます。

放課後児童クラブ ニーズ量と目標事業量

小学校区	現在の実施状況		適正化計画数(a)		推計児童数(人)				利用ニーズ量(人)				整備計画数(b)		目標事業量(a+b)	
	箇所数	定員(人)	箇所数	定員(人)	H28	H29	H30	H31	H28	H29	H30	H31	箇所数	定員(人)	箇所数	定員(人)
明道	1	40	1	40	242	241	240	231	78	81	79	73	1	40	2	80
南	3	125	3	118	415	425	432	421	141	154	154	138	1	40	4	158
東	2	72	2	70	522	499	494	508	163	156	149	161	2	80	4	150
上長飯	5	230	5	200	836	839	850	846	266	260	256	246	1	40	6	240
大王	1	50	1	40	504	515	533	539	119	126	133	134	2	80	3	120
祝吉	3	105	4	140	871	890	904	876	259	262	259	259	3	120	7	260
川東	1	40	1	38	305	291	283	288	89	87	85	85	1	40	2	78
五十市	3	98	3	109	698	718	694	694	210	215	197	197	2	80	5	189
今町	1	25	1	38	116	115	118	113	33	36	39	38			1	38
明和	2	85	2	80	432	438	457	455	104	107	111	104	1	40	3	120
西	5	161	5	188	859	866	861	842	207	204	202	197	1	40	6	228
沖水	3	115	3	120	790	799	844	854	198	204	212	213	2	80	5	200
志和池	1	30	1	30	240	241	245	239	70	62	70	63	1	40	2	70
丸野	1	20	1	40	118	114	131	126	37	36	44	37			1	40
庄内	1	30	1	40	163	162	152	149	46	46	41	40			1	40
菓子野	1	30	1	40	90	93	100	95	26	27	27	25			1	40
乙房	1	30	1	40	155	159	170	166	44	48	49	48			1	40
西岳					26	30	31	34	6	7	7	9	放課後子ども教室を実施中の校区であり、保護者の利用意向に十分配慮しつつ、放課後児童クラブの実施を検討します。			
吉之元					7	11	15	21	2	4	6	6				
夏尾					10	9	6	8	3	2	1	2				
御池					7	4	5	6	1	1	1	1				
梅北	1	50	1	40	130	121	125	120	35	31	37	33			1	40
安久	1	30	1	40	281	293	280	281	70	70	65	65	1	40	2	80
山之口	1	40	1	40	259	260	259	248	64	65	63	58	1	40	2	80
麓					33	32	27	27	9	8	5	6				
富吉					78	80	77	70	20	18	18	16				
山之口地区 小計					370	372	363	345	93	91	86	80				
高城	2	70	2	80	386	396	384	363	98	94	90	82			2	80
石山	1	25	1	25	80	75	80	77	20	20	22	21			1	25
有水	1	40	1	40	76	67	72	62	18	15	17	16			1	40
山田	1	25	1	40	113	109	114	117	33	32	32	32			1	40
中霧島	1	27	1	27	151	151	138	144	39	39	38	39			1	27
木之川内	1	25	1	40	84	84	80	78	21	19	19	23			1	40
高崎	2	64	2	64	261	256	250	240	91	88	88	85	1	40	3	104
高崎麓					25	24	23	24	9	10	8	9	放課後子ども教室を実施中の校区であり、保護者の利用意向に十分配慮しつつ、放課後児童クラブの実施を検討します。			
縄瀬					43	38	36	32	16	14	12	11				
江平					47	51	56	55	18	19	19	22	1	20	1	20
笛水					7	8	6	6	1	1	1	1				
	47	1,682	48	1,807	9,460	9,504	9,572	9,455	2,664	2,668	2,656	2,595	22	860	70	2,667

※適正化計画数とは、1支援単位当たりの児童数と児童1人当たりの面積基準を平成31年度までに適正化するための計画数。

第4章 計画の目標

2 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

保護者の就労時間等の地域の実情に応じ、必要に応じて開所時間の延長について検討していきます。

3 放課後子ども教室の整備計画

地域の実情やニーズ、開設場所やボランティア指導員の確保等を勘案しながら、平成31年度までに、放課後子ども教室を3教室増やし、12教室開設することを目指します。

4 一体型又は連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

平成31年度までに、一体型又は連携型の実施について、1か所のモデル事業実施を目指します。

5 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的型又は連携型の実施に関する具体的な方策

モデル事業実施に向けて、定期的な検討の場を設け、一体型又は連携型の実施についての先進事例の収集・研究や、具体的な実施方法等について、関係各課協議や放課後子ども総合プラン運営委員会等で検討を進めます。

6 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

教育委員会、福祉部、学校関係者と連携して、余裕教室の実態把握や将来的な活用の可能性について協議を行います。

7 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部の具体的な連携に関する方策

放課後子ども総合プラン運営委員会を活用するなど、教育委員会と福祉部との連携を図ります。

資料

放課後子ども総合プラン（国が策定した放課後子ども総合プラン）

1 趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子供教室」という。）の計画的な整備を進める。

2 国全体の目標

全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進め、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室（詳細については、6（2）を参照のこと。）について、1万か所以上で実施することを目指す。

また、新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。

3 事業計画

全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的に整備していくことが必要である。

市町村（特別区を含む。以下同じ。）が計画的に両事業の整備を進めていけるよう、国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき本年秋に策定予定の新たな行動計画策定指針に記載し、市町村は行動計画策定指針に即し、（1）に掲げる内容について市町村行動計画に盛り込むこととする。また、都道府県は、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるようにする観点から、行動計画策定指針に即し、（2）に掲げる内容について都道府県行動計画に盛り込むこととする。

なお、市町村行動計画又は都道府県行動計画の策定に当たっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に係る事項のみの策定とすることや、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定める市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することも差し支えない。

（1）市町村行動計画に盛り込むべき内容

- ・放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ・小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ・地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組 等

(2) 都道府県行動計画に盛り込むべき内容

- ・地域の実情に応じた放課後児童クラブ及び放課後子供教室の研修の実施方法、実施回数等（研修計画）
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

4 市町村の体制、役割等

(1) 運営委員会の設置

市町村は、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置する。

その際、市町村の教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子供教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めること。

① 主な構成員

行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、学校支援地域本部関係者、学校運営協議会関係者、地域住民 等

② 主な検討内容

教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、小学校の余裕教室等の活用方策と公表、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策、放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価 等

5 都道府県の体制、役割等

(1) 推進委員会の設置

都道府県は、市町村において円滑な取組促進が図られるよう、管内・域内における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として、「推進委員会」を設置する。

① 主な構成員

行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、学校支援地域本部関係者、学校運営協議会関係者 等

② 主な検討内容

教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、都道府県内における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施方針、安全管理方針、人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実、広報活動方策、事業実施後の検証・評価 等

(2) 従事者・参画者の研修等

都道府県は、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員となるための研修のほか、管内・域内の各市町村が実施する放課後児童クラブの従事者（放課後児童支援員、補助員）・放課後子供教室の参画者（コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーター等）の資質向上や、両事業の従事者・参画者と小学校の教職員等との間での情報交換・情報共有を図るため、合同の研

修を開催する。

6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

※放課後児童クラブについては、「市町村」に社会福祉法人等を含む。

※放課後子供教室については、都道府県が実施する場合には、「市町村」を「都道府県」と読み替える。

(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、立場を越えて、放課後対策について実施主体にかかわらず、連携して取り組むことが重要である。このため、市町村は、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、以下の内容に留意しつつ、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用を促進するものとする。

なお、長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外の活動についても、ニーズ等に応じて柔軟に対応すること。

① 学校施設の活用に応じた責任体制の明確化

放課後児童クラブ及び放課後子供教室は、学校施設を活用する場合であっても、学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、実施主体は、学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たること。

その際、事故が起きた場合の対応や、例えば、教室不足等により放課後児童クラブ及び放課後子供教室に転用したスペースを学校教育として使用する必要性が生じた場合の移転先の確保とスペースの返還などの取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫により、学校施設の使用に当たって、学校や関係者の不安感が払拭されるよう努めること。

② 余裕教室の活用促進

○余裕教室の徹底活用等に向けた検討

児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は、地域や学校にとっても重要な課題であり、優先的な学校施設の活用が求められていることから、運営委員会等において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、各学校に使用できる余裕教室がないかを十分協議すること。

また、各学校の余裕教室の年間使用計画等については、地域の実情に応じて、小学校区ごとに学校関係者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、保護者等からなる協議会を設置するなどして、関係者間の理解を深めつつ、協議を行うことが望ましい。

特に、既に活用されている余裕教室（学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等）についても、改めて、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に利用できないか、検討することが重要である。

なお、市町村教育委員会は、余裕教室の使用計画や活用状況等について公表するなど、可能な限り、検討の透明化を図ること。

○国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続

国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合で、学校施設を転用し、財産処分手続が必要となる場合であっても、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（平成20年6月18日20文科施第122号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）において、財産処分手続の大幅な弾力化が図られていることに留意すること。また、放課後等において一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用について検討すること。なお、「一時的」とは、学校教育の目的で使用している学校施設について、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、ほかの用途に活用する場合

であることに留意すること。

③ 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施していくためには、放課後児童クラブの児童の生活の場と、共働き家庭等の児童か否かを問わず全ての児童が放課後等に多様な学習・体験プログラムに参加できる実施場所との両方を確保することが重要である。

このため、学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等（けが等が発生した場合の保健室を含む）のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進すること。

また、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の児童が参加する共通のプログラムを実施する際には、多くの児童が参加でき、活動が充実したものとなるよう、参加人数やプログラムの内容等に応じて、これらの多様なスペースを積極的に活用すること。

（２）一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の中には、放課後子供教室を毎日実施するものと、定期的実施するものが考えられるが、地域の実情に応じ、適切と考えられる頻度で整備を進めていくものとする。

この場合、活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要である。

また、一体型として実施する場合でも、放課後児童クラブの児童の生活の場としての機能を十分に担保することが重要であり、子ども・子育て支援新制度施行後は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項の規定により、市町村が条例で定める基準を満たす必要がある。

さらに、学校施設の一時的な利用等を積極的に進め、多様な活動が実施できる場所を確保することが必要である。

なお、放課後子供教室を毎日実施する場合と定期的実施する場合とでは、以下の点に配慮すること。

放課後子供教室を毎日実施する場合は、放課後児童クラブの児童の生活の場を確保するとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる環境を整備すること。例えば、両事業の実施場所が同一の小中学校内であるが、余裕教室と専用施設などのように、活動場所が離れているような場合、両事業の従事者・参画者が常に連携し、放課後児童クラブの児童も放課後子供教室の活動プログラムに参加できるようにすること。

また、放課後子供教室を定期的（週1～2回程度）に実施する場合は、放課後子供教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるよう、両事業の従事者・参画者が常に情報共有を図り、活動内容や実施日を放課後児童支援員等が把握し、児童の主体的な参加を促すようにすること。

② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たっては、以下の点に留意しつつ、

一体型の利点を生かした取組の推進を図ることが重要である。

○全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保

両事業を小学校内で実施することにより、共働き家庭等の児童の生活の場を確保するとともに、全ての児童の放課後等の多様な活動の場を確保することが必要であること。その際、実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童の受入れとそれらの児童が安心して過ごすことができる環境への配慮にも十分留意すること。

○全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実

両事業を一体的に実施することにより、共働き家庭等か否かを問わず、全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことが必要であること。その際、共通のプログラムの充実を図り、学校での学びを深めたり広げたりする学習や、補充学習、文化・芸術に触れあう活動、スポーツ活動等、児童の興味・関心やニーズ、地域の資源等を踏まえた多様なプログラム、児童が主体となって企画したプログラムを充実するとともに、児童によるボランティア活動など、低学年だけでなく高学年の児童の学ぶ意欲を満たす内容や、異年齢児交流を促す内容も充実することが望ましいこと。

なお、活動場所の広さや安全管理上の都合等により、参加人数を一定数に制限しているプログラムがある場合にも、両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有するなどして、希望する放課後児童クラブの児童が参加できるよう十分留意すること。

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

学校施設を活用して放課後児童クラブ及び放課後子供教室を整備しても、なお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討しつつ、小学校外での整備を進めていくものとする。

また、現に公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室については、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施することは差し支えない。このような一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業を連携して実施できるようにすること。例えば、児童館で実施している放課後児童クラブと学校施設内で実施している放課後子供教室の場合、一体型と同様に、放課後子供教室の活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して全ての児童を対象とした活動プログラムを企画し、学校施設内のみならず、児童館でも実施するなど、両事業の児童が交流できるような連携方法が考えられる。

なお、両事業の一体的な、又は連携による取組に関するモデルケース等については、別途、提示する。

(4) 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

「放課後子ども総合プラン」の実施に当たっては、児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更などにも対応できるよう、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図りたい。特に、両事業を小学校内で実施する場合は、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応するよう努めること。

なお、特別な支援を必要とする児童や、虐待、いじめを受けた児童など、特に配慮を必要とする児童の利用を推進するに当たっては、当該児童の状況等を学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との間で相互に話し合い、必要に応じ、専門機関や要保護児童対策地域協議会などの関係機関と連携して適切に対応すること。

また、保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有していくことが重要である。

こうした学校と家庭、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者間の連携に当たっては、小学校区ごとに協議会を設置したり、学校支援地域本部を活用するなど、情報共有を図る仕組みづくりを併せて進めることが望ましい。さらに、その協議会等を基盤として学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に発展させることで、情報や課題等を共有し、協議をする仕組みづくりを行うことも有効であり、積極的に推進することが望まれる。

（５）民間サービス等を活用した多様なニーズへの対応

児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすためには、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることが適当である。特に、自立度が高まる高学年の児童については、放課後の過ごし方として、塾や習い事等も重要な役割を担っていることに留意する必要がある。

放課後児童クラブについては、既に多様な運営主体により実施されているが、待機児童が数多く存在している地域を中心に、民間企業が実施主体としての役割をより一層担っていくことが考えられる。その際、地域のニーズに応じ、本来事業に加えて高付加価値型のサービス（塾、英会話、ピアノ、ダンス等）を提供することも考えられる。

また、放課後子供教室については、全ての児童の学習支援や多様なプログラムの充実を図るため、地域住民等の一層の参画促進を図るとともに、これらの人材に加え、大学生や企業退職者、地域の高齢者、子育て・教育支援に関わるNPO、習い事や学習塾等の民間教育事業者、スポーツ・文化・芸術団体などの人材の参画を促進していくことも望まれる。

7 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

本年６月に公布され、平成27年４月１日から施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）に基づく、新たな教育委員会制度では、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設けることとなっている。総合教育会議においては、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策等について協議を行うこととなっている。

この総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分に協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要である。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」（平成26年７月17日26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知）においても、総合教育会議の協議事項の一つとして、教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定されているところである。

8 市町村等の取組に対する支援

「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、国は、必要な財政的支援策を講じるため、毎年度予算編成過程において検討していくとともに、効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図るものとする。

<本件連絡先>

【放課後児童クラブに関すること】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

育成環境課

電話：03(5253)1111 内線：7909

【放課後子供教室に関する事】

文部科学省生涯学習政策局社会教育課
地域・学校支援推進室
電話：03(5253)4111 内線：3260

【学校施設の活用に関する事】

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設助成課
電話：03(5253)4111 内線：2464

【学校との連携に関する事】

文部科学省初等中等教育局参事官付
電話：03(5253)4111 内線：3705

【総合教育会議に関する事】

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課
電話：03(5253)4111 内線：4678